

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
44	報酬等の支払いに係る法定調書等の作成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松阪市は、法定調書等の作成に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

松阪市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	報酬等の支払いに関する法定調書等作成事務
②事務の概要	所得税法、地方税法等に基づき、有識者会議の委員への報酬、講演会講師への謝金、競輪事業の賞金等の支払に係る法定調書等を作成し、税務署及び各市町村へ提出する事務。 ・有識者会議の委員への報酬等の支払時に、支払額及び所得税控除額などを記録する事務。 ・年間の支払額及び所得税控除額などを集計し、「給与所得の源泉徴収票」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を作成する事務。 ・作成した法定調書等のデータファイルを出力して、税務署及び各市町村に提出する事務。
③システムの名称	源泉管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
源泉徴収票・支出調書提出データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部職員課
②所属長の役職名	職員課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 515-8515 松阪市殿町1340番地1 松阪市総務部 総務課 情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 515-8515 松阪市殿町1340番地1 松阪市総務部職員課 0598-53-4332
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各課が個人等に支払った報酬等にかかる源泉徴収税額は、財務会計システムと連動させたものについては自動的に源泉徴収システムに名寄せされるため、集計にかかる人為的ミスは皆無である。財務会計システムと連動させていない支払については、財務会計上の支払額と源泉徴収システム上の金額に差があるかどうか確認し、訂正するよう案内をしている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	職員課長 松山 吉仁	職員課長	事後	
平成31年4月19日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年4月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月19日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取得者数	平成28年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和4年2月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年2月10日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和6年12月2日	8. 人手を介在させる作業		十分である	事前	
令和6年12月2日	8. 人手を介在させる作業		各課が個人等に支払った報酬等にかかる源泉徴収税額は、財務会計システムと連動させたものについては自動的に源泉徴収システムに名寄せされるため、集計にかかる人為的ミスは皆無である。財務会計システムと連動させていない支払については、財務会計上の支払額と源泉徴収システム上の金額に差があるかどうか確認し、訂正するよう案内をしている。	事前	
令和6年12月2日	11. 最も優先度が高いと考えられる作業		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事前	
令和6年12月2日	11. 最も優先度が高いと考えられる作業		業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	
令和6年12月2日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日	令和6年12月1日	事前	
令和6年12月2日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日	令和6年12月1日	事前	